

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等
の一部を改正する告示案の概要

令和 5 年 8 月
厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の趣旨

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 13 第 1 項の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能や入院する患者に提供する医療の内容等をその所在地の都道府県知事に報告（以下「病床機能報告」という。）しなければならないこととされており、同条第 4 項の規定に基づき、都道府県知事は報告された事項を公表しなければならないこととされている。
- 病床機能報告に係る具体的な報告内容については、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 26 年厚生労働省告示第 362 号）において、また、公表内容については、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 27 年厚生労働省告示第 194 号）において、それぞれ定められている。
- また、法第 30 条の 18 の 2 の規定に基づき、病床機能報告対象病院等であって外来医療を提供するもの（以下「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告（以下「外来機能報告」という。）しなければならないこととされている。
- 外来機能報告に係る具体的な報告内容については、医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（令和 4 年厚生労働省告示第 112 号）において、定められている。
- これらの報告内容及び公表内容について、令和 5 年 5 月 25 日に開催された第 12 回「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」における議論等も踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 病床機能報告の具体的な報告内容及び公表内容について、令和 4 年の診療報酬改定を踏まえ、以下のとおり改正する。
 - 1. 構造設備及び人員の配置その他の必要な事項
 - ① 病床数、人員の配置、医療機器等
 - ・ 「人員の配置」に「救急救命士」を、「医療機器等」に「マンモグラフィの数」を追加。
 - 2. 入院患者に提供する医療の内容
 - ① 手術の実施状況

- ・ 「人工心肺を用いた手術の実施件数」及び「内視鏡手術用支援機器を用いる手術の実施件数」を追加。
- ② 重症の患者への対応状況
 - ・ 「地域連携分娩管理加算の算定件数」を追加。
- ③ 救急医療の実施状況
 - ・ 「急性期充実体制加算の算定件数」及び「早期栄養介入管理加算の算定件数」を追加。
- ④ 急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況
 - ・ 「二次性骨折予防継続管理料の算定件数」を追加。

○ 外来機能報告の具体的な報告内容について、令和4年の診療報酬改定を踏まえ、以下のとおり改正する。

1. 紹介受診重点外来の実施状況

- ① 紹介受診重点外来の実施状況の概況
 - ・ 「初診の外来の実施状況」に「初診（情報通信機器を用いた場合に限る。）の外来の患者延べ数」を、「再診の外来の実施状況」に「再診（情報通信機器を用いた場合に限る。）の外来の患者延べ数」を追加。
- ② 紹介受診重点外来の実施状況の詳細
 - ・ 「初診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況」及び「再診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況」に「外来腫瘍化学療法診療料を算定した件数」及び「マンモグラフィ撮影を算定した件数」を追加。

2. 地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項

- ① 紹介受診重点外来以外の外来医療及び在宅医療等の実施状況
 - ・ 1の①の追加に伴い、「オンライン診療料を算定した件数」を削除。
 - ・ 「施設入居時等医学総合管理料を算定した件数」を追加。
 - ・ 「診療情報提供料（Ⅲ）」を「連携強化診療情報提供料」に改正。
- ② 外来医療等における医療従事者の配置状況
 - ・ 「救急救命士」を追加
- ③ 高額等の医療機器・設備の保有状況
 - ・ 「マンモグラフィの数」を追加

○ その他所要の改正を行う。

3. 根拠規定

○ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の6第1項、第30条の33の8及び第30条の33の11第1項

4. 適用期日等

- 告示日：令和5年9月下旬（予定）
- 適用期日：告示日（ただし、令和5年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている病床機能報告及び外来機能報告から適用する。）